

神戸市告示第573号

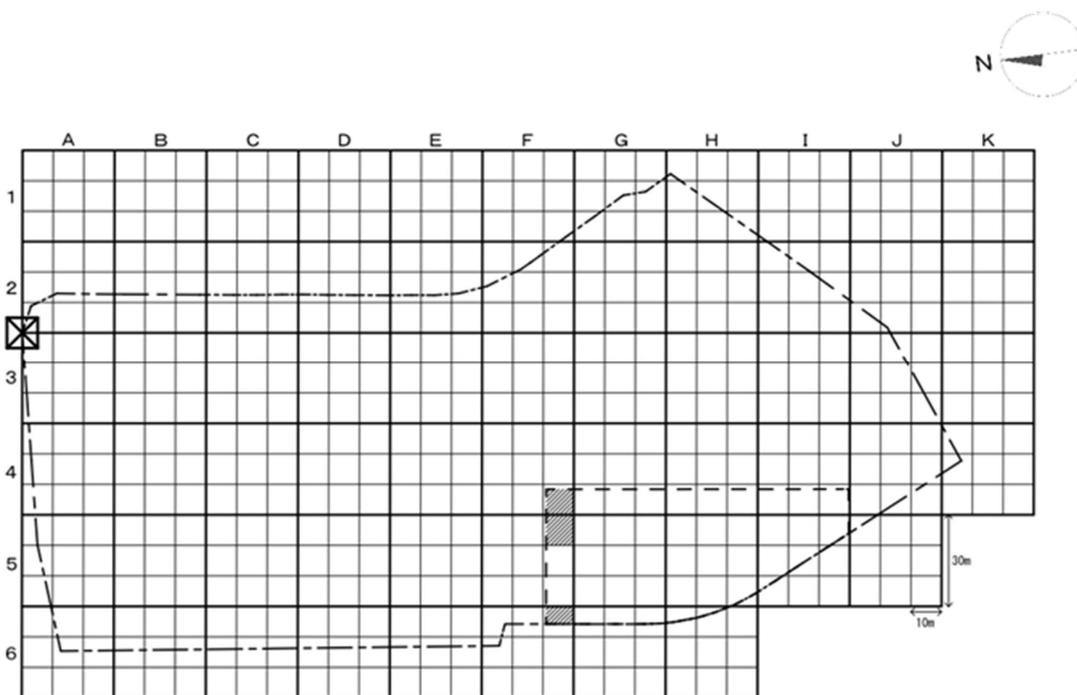
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年3月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
須磨区友が丘7丁目10番2の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



凡例

	起点
	敷地境界線
	対象範囲
	形質変更時要届出区域

〈起点〉
起点は神戸市須磨区友が丘7丁目10番2の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉
6°53'25"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。